

カナダ民間放送連盟テレビ番組における暴力に関する自主基準

I 背景

1.1 私たちの社会における暴力の問題は、人びと（public）の重要な関心事の一つであり、従って、コミュニティに深くかかわっているカナダ民間地上波放送事業者の重要な関心事でもある。

1.2 民間放送は 1987 年にこの問題を認知し、それに対処した。その時に、カナダ民間放送連盟（CAB）は、テレビの公共性に関心を持つ多様なグループや企業に関連する業界の組織との話し合いにより、テレビ番組における暴力に関する最初の自主基準をつくった。

1.3 社会変化にともない企業のガイドラインに対する圧力が徐々に増してきたことを考慮して、民間放送連盟は 1992 年にこの基準の見直しを行い、1993 年にこの改訂版を発行した。この自主基準は 5 年ごとに見直される。

1.4 カナダ・ラジオ・テレビ・テレコミュニケーション委員会（CRTC）が PN88-13（企業が遵守する自主規準開発のためのガイドライン）において設定している手続きの基準に従って、民間放送連盟は、再度、暴力の問題に関心を持つ広範囲に及ぶ市民の（public）グループの意見を求めた。これらの組織のリストはこの改訂版の基準の最後に付記している。民間放送連盟は、CRTC のスタッフにより 1992 年 5 月 22 日にまとめられたテレビにおける暴力に関する報告書も広範囲にわたり使用している。

1.5 この自主基準にあるガイドラインは CAB に配布され、放送法のもとに許認可を得たテレビ番組事業者としての責任を果たす上で、番組の制作、編成、購入、放送、配給における参考となるように作成されている。またこのガイドラインは CAB 倫理基準にある一般的な原則を補足するものである。

1.6 メディア暴力に対処するための社会的能力は、すべての様々な側面において、技術の進歩に遅れていることはほとんど疑う余地はない。

1.7 テレビはこの 30 年の間に、消費者が地上波放送からいくつかの地域電波を利用するだけの環境から、今日の 50 チャンネルの世界に移行し、もうすぐそれはケーブル、衛星、地上波などで 200～300 チャンネルが利用できる世界に拡張しつつある。

1.8 現在全世界の 73% に普及しているビデオは、視聴者が番組を見る時間を決めることを可能にし、あるジャンルの番組を特定の時刻に割り当てることにはもう意味がなくなってしまった。ビデオは、かつて映画館だけでしか見られなかった映画を多数の個人が見ることも可能にした。このような変化により、子どもたちが大人の視聴者を対象とした番組を視聴する機会を持つようになった。

1.9 ケーブルサービスの実現、外国電波の受信、ビデオゲームの広範囲の利用も家庭の視聴環境を変化させた。

1.10 テレビで描かれる暴力が、私たち社会全体の中での実際の暴力に関連する多くの要因の一つに過ぎないように、カナダの地上波放送事業者はテレビ画面から出てくる多くの番組源のなかのたった一つを代表するに過ぎないのである。

1.11 この自主基準は、カナダの地上波民間放送事業者が放送する番組における

暴力の問題に対して責任を負い、この問題に肯定的かつ能動的に取り組むことを表現している。

1.12 カナダ放送システム以外のところからの、特にアメリカ合衆国からの電波による番組で、ケーブル局がカナダの消費者に提供する番組における暴力の問題を処理するのは CRTC の責任である。

1.13 ビデオレンタルやビデオゲームの暴力の問題を処理するのは政府のあらゆるレベルの責任である。

1.14 子どもの視聴選択に関して積極的に取り組むことは親の責任である。

1.15 番組選択に際限のない“ビデオ・ブッフエ”を生み出したこの技術革命を、いかに上手に利用していくかを社会に知らせ、教育していくことは、親、教師、ここの視聴者ととともに放送事業者、行政、ケーブル局、配給会社の責任である。

1.16 検閲はその答えではない。カナダの視聴者はたとえどこにすんでも、多様な番組が用意されており、そこから選択できることを求めている。

1.17 しかしながら、創造的自由は次のような責任を伴う。すなわち、子どもが保護される権利を保障し、視聴者が個人の趣味や基準に基づいて適切な情報を得た上で視聴選択ができるように、番組内容に関する適切な情報を得られるように保障する責任を伴う。

1.18 この自主基準はカナダの地上波民間放送事業者が、放送事業者と視聴者の基本的な協定をつくる責任を積極的に果たそうとするものである。

カナダの放送事業者は番組編成、制作、放送時間の設定、番組分類システムの開発、視聴者への助言の活用等を通して、子どもを保護し、視聴者のセンシティブティ（感受性）に訴えることにより判断してもらおうという形で自分たちの役割を果たす。他方、視聴者は、提供された番組情報を利用して、自分の視聴行動と自分の子どもの視聴に責任を負う。

II 基本原則

1.1 カナダの民間放送事業者は、テレビ暴力の問題を取り上げることが視聴者に対する放送する側の責任であることを認識している。

1.2 カナダの民間放送事業者は、この自主的な実践基準に従って次のような原則を広く視聴者に対して確認する。

1.2.1 不必要な暴力を含む番組を放送しないこと。

1.2.2 幼い子どもたちが彼らには不適切な内容の番組に触れないようにすること。

1.3 番組内容に関する情報を視聴者に提供すること。

1.4 この自主基準は、民間放送事業者で放送される番組の暴力を、全体のストーリーや情報の文脈において解釈し、判断するためのものであることを確認する。

1.5 子ども番組における暴力描写は、幼い子どもたちに恐怖感を与えたり、子どもたちの模倣を誘発したり、あるいはまた、暴力行為の結果を過小評価したりするほどに、現実的であってはならない。

1.6 ドラマにおける暴力描写は、番組の登場人物、テーマ、ストーリー展開に関連したものでなければならない。

1.7 ニュース番組や報道ドキュメントにおける暴力描写は、報道される事件やニュースの本質に関連したものでなければならない。

1.8 あらゆるジャンルの番組において、暴力描写は個々の番組とその対象とする視聴者、放送時間との関係で評価される。

Ⅲ 基準（コード）

1.0 番組内容

1.1 カナダの民間放送事業者は、以下のような番組を放送してはならない。

- ・ どのような形式にせよ不必要な暴力を含む番組
- ・ 暴力を是認したり、助長したり、魅力的に描くような番組

（※「不必要な」とは、プロットや登場人物、テーマの展開にかかわるような役割を果たしていないものを意味する）

2.0 子ども番組

（「子ども」とは12歳以下の個人を指す）

2.1 下記にあるように、子ども番組では、暴力を描く際に特別な注意を要する。子ども番組では、肉体的な暴力、言葉による暴力、感情的な暴力はできるだけ少なくする。

2.2 実際の人物が登場する子ども番組では、登場人物の描写やストーリー展開に不可欠な場合のみ、暴力を描くことができる。

2.3 子ども向けアニメ番組では、様式化された物語形式の場合、非現実的な暴力シーンを含んでも宵が、暴力を番組の中心テーマにしたり、子どもたちの危険な模倣を誘うような暴力を描いてはならない。

2.4 子ども番組では、子どもたちの安心感を脅かすおそれのあるテーマを扱う際、細心の注意を払うべきである。その例としては、家庭内の葛藤、両親や近親者の死、ペットの死や怪我、軽犯罪やドラッグの使用などがあげられる。

2.5 子ども番組では、テレビで見たシーンが子どもの模倣を招くおそれのあるテーマを扱うときは、細心の注意を払うべきである。例えば、ビニール袋をおもちゃとして使う、マッチを使用する、危険な家庭用器具をおもちゃ代わりに使う、アパートのバルコニーや屋根を登るといった危険な行為などである。

2.6 子ども番組では、暴力が問題を解決するためのより好ましい方法、また唯一の手段であるという印象を与えるような現実的な暴力シーンを含んではならない。

2.7 子ども番組では、暴力行為の結果を過小評価したり正当化したりするような現実的な暴力シーンを含んではならない。現実的な暴力シーンでは、必ずその被害者や加害者に対する暴力の結果を、人間性を重視して描くべきである。

2.8 子ども番組では、子どもに恐怖感を与えるような特殊効果や筋書きとは関係ない過度の特殊効果を用いてはならない。

3.0 放送時間

3.1 番組編成

3.1.1 成人視聴者向けの暴力シーンを含む番組は夜間視聴時間帯（午後 9 時～午前 6 時）以外には放送してはならない。

3.1.2 午後 9 時以降にテレビを視聴する年長の子どもたちがいることを考慮し、放送事業者は、後述の 5.1 条（視聴者に対する警告：家族にとって適切な番組かどうか親が前もって判断できるような情報）の条項を厳守しなければならない。

3.1.3 国境を越えて流入する番組にはないカナダの「番組分類システム」や「視聴者に対する忠告」の利益を視聴者にもたすため、夜間視聴時間帯以外の輸入番組の代理放映権（CRTC 認可）をもつ放送事業者は、3.1.1 条項に関係なく、代理放映権を行使してもよい。

3.1.4 放送事業者は、3.1.3 条項に従い、代理放映権の行使において決定権をもつ。ただし、不必要な暴力を含む番組や暴力を是認・助長・魅力的に描くような番組に対しては、決してその代理放映権を乱用してはならない。

3.1.5 放送事業者は、3.1.3 条項に従い午後 9 時以前に放映される成人視聴者向け番組の内容を視聴者に前もって知らせるよう特に注意すること。

（注：放映時間帯のずれや国境を越えて流入する番組を調整するため、これらのガイドラインは実際に放映される時間帯に対して適用される。）

3.2 成人視聴者向けの暴力シーンを含むプロモーション映像（番組 CM）は、午後 9 時以前に放映してはならない。

3.3 成人視聴者向けの暴力シーンを含む広告（劇場公開用映画の広告など）は、午後 9 時以前に放映してはならない。

4.0 番組分類システム

4.1 カナダの放送事業者は、言辞垂、業界諸団体と協力して、視聴者に利用しやすい番組分類システムを開発中である。これは、番組編成のための番組内容や対象とする視聴者に関するガイドラインとしても用いられるであろう。

番組分類システムは、この自主基準を補う役割を担っている。このシステムが放送時間に影響を与えることが認められれば、その時点で上記の 3.0 の各条項を再度検討し直さなければならない。

5.0 視聴者に対する忠告

5.1 視聴者の番組選択を手助けするため、補素襖事業者は、成人視聴者向けの暴力シーンを含む番組（夜間視聴時間帯中）の冒頭および放送開始後 1 時間以内において、「視聴者に対する忠告」を放送しなければならない。

5.2 放送事業者は、子どもに不適切な暴力シーンを含む番組（夜間視聴時間帯以外）の冒頭および番組中において、「視聴者に対する忠告」を放送しなければならない。

5.3 「視聴者に対する忠告」の具体例は、付録 A を参照。

6.0 ニュース番組、報道ドキュメント

6.1 放送事業者は、ニュース番組や報道ドキュメント番組における暴力、攻撃性、破壊などの報道や映像表現については、適切な報道方針としての判断を下す。

6.2 暴力を描写しているビデオを使用したり、それを繰り返し使用する場合は注意書きを出す。

6.3 性的暴行または性犯罪に関連する裁判訴訟のような細心の注意を必要とする問題に関し異常な暴力シーンを見せたり、写実的な報道を行う場合は、放送事業者は事前に視聴者に忠告しなければならない。特に、子どもが視聴している午後や夕方のニュース、報道ドキュメント番組には必要である。

6.4 子どもや家族を当惑させるような破壊、事故、性的暴力事件に関連するあらゆるさまざまな表現や生々しい言葉を使用する際は、放送事業者がそれぞれ判断する。

6.5 放送事業者は、国内のテロ事件や氾濫を中継する際には、ニュース報道がさらなる暴力を誘う原因にならないように特別な判断を下す。

6.6 放送事業者は攻撃、葛藤、対立の状況を誇張したり不当に扱ってはならないが、それと同時に人間的現実を勝手に浄化してしまってもならない。

6.7 放送事業者は一般的な放送ジャーナリズムに関してカナダ・ラジオ・テレビ・ニュースディレクター協会（Radio-Television News Directors Association of Canada）の作成した「倫理コード」を参照する。

7.0 女性に対する暴力

7.1 放送事業者は女性に対する暴力を是認したり、促したり、魅力的に描く番組を放送してはならない。

7.2 放送事業者は、暴力が話しの筋に不可欠な場合をのぞいては、女性を暴力の犠牲者として描かないようにする。放送事業者は、特に、性的文脈における女性と暴力の犠牲者としての女性を結びつけ、その関連を固定化してしまわないように、細心の注意を払う必要がある。

7.3 放送事業者は一般的な女性描写に関してはカナダ民放連の「テレビとラジオ番組のための性役割描写の基準」をガイダンスとして参照する。

8.0 特定のグループに対する暴力

8.1 放送事業者は、人種、国籍、民族、肌の色、宗教、性別、性的思考、年齢、精神的、身体的障害などの理由によって暴力を是認したり、促したり、魅力的に描く番組を放送してはならない。

9.0 動物に対する暴力

9.1 放送事業者は動物に対する暴力を是認したり、促したり、魅力的に描く番組を放送してはならない。

9.2 放送事業者は、動物に関して法的に認められた活動の放送においては制限されない。このような放送をするとき、特に放送時刻が深夜以外の場合は、ビ

デオや音声の使用に際して判断を下す必要がある。

10.0 スポーツ番組における暴力

10.1 放送事業者は、問題となっているスポーツの認められた活動以外は、暴力行為を促進したり、不当に扱ったりしてはいけない。

10.2 動物がかかわるスポーツ番組に関しては、放送事業者はこの自主基準の第9セクションを参照する。

IV 基準の適用と施行

1.1 この自主基準の適用は個々の放送免許取得者の責任である。苦情や質問は関連するテレビ局に持ち込まなければならない。

1.2 苦情を持ち込んだ者と放送免許取得者の間で解決できない苦情は、カナダ放送基準評議会（Canadian Broadcasting Standard Council）に持ち込むことができる。カナダ放送基準評議会は、同評議会のメンバーがこの自主基準を遵守するのを監督し、それに伴う諸過程の責任を負う。

1.3 カナダ放送基準評議会の連絡先は以下の通りである。

カナダ放送基準評議会
PO BOX Station D
OTTAWA, Ontario
KIP6H8
電話 613-233-4607
FAX 613-236-9241

1.4 カナダ民放連は、カナダ放送基準評議会とともにこの自主基準に対するすべての人びとの意識を高めるため、この基準を民放連のメンバーに配布するとともに、広く一般にも配布する。

1.5 民放連は、自主基準を人びとが意識するよう働きかけるとともに、意識を高める公共サービス広告によるキャンペーンを行う。

1.6 民放連は、閣放送事業者やネットワークにおいてこの基準を適用する際に直接の責任者である雇用者に向けてワークショップやセミナーを開催する。

1.7 民放連は、この基準とその内容に関してカナダの番組制作者や諸業界組織に対してアドバイスをする。民放連の各メンバーは番組の購入相手である独立番組製作者に対して自主基準の内容を知らせる。

1.8 民放連は、外国の番組制作者に対して自主基準のないよう知らせるために CRTC や連邦政府と協力する。

1.9 民放連は、その「社会における問題と動向に関する委員会」を通じて自主基準が適用されているかどうかをモニターし、5年ごとにその内容を見直す。

補足 A – 視聴者への助言

放送事業者は視聴者への助言として次のような前文を付けることができる。

「カナダ放送基準評議会の一員として、〇〇テレビ局は以下のような視聴者への助言を行う。」

「カナダ放送基準評議会の一員として、〇〇テレビ局は視聴者の番組選択を援助するために次のような助言を行う。」

以下に示すのが暴力描写やその他の問題に関する助言の例である。これは番組選択において視聴者が適切な情報を得ることを確実にするために、放送事業者が「テレビ暴力に関する自主基準」に対してその義務を遂行するときのガイドとなるよう提示するものである。各放送事業者は、その市場に適した助言や、その番組が適切なオーディエンスに対して放送されるのを確実にするような助言を新たに作り、補足することを奨励される。

- ・ 次の番組は小さい子どもたちには適切でないかもしれない暴力シーンを含んでいる。親が監督することを勧める。
- ・ 次の番組は小さい子どもたちには適切でない暴力シーンを含んでいる。親が判断することを勧める。
- ・ 次の番組は暴力シーンや粗暴な言葉を含んでいるので小さい子どもには適切でない。
- ・ 次の番組は大人の視聴者向けの暴力シーンを含んでいる。視聴者が判断することを勧める。
- ・ 次の番組は暴力シーンと粗暴な言葉を含んでいる。視聴者が判断することを勧める。
- ・ 次の番組は大人の視聴者向けの暴力シーンと粗暴な言葉とヌード・シーンを含んでいる。視聴者が判断することを勧める。
- ・ 次の番組は成人の問題について扱っており、大人の視聴者向けである。視聴者が判断することを勧める。
- ・ 次の番組は成人の問題について扱っており、ヌード・シーンや粗暴な言葉が含まれている。視聴者が判断することを勧める。

補足 B - 基準作成にあたり助言を求めた組織

基準の作成過程において、民放連は広くメンバーのネットワークや放送局に相談し、また、以下の組織からコメントを頂いた。

- ・ カナダ放送基準評議会 (The Canadian Broadcast Standard Council)
- ・ カナダ映画テレビ制作会社連盟 (The Canadian film & Television Production Association)
- ・ H.I.放送グループ (H.I. Broadcast Group)
- ・ コミュニケーション局 (Department of Communication)
- ・ メディア・ウォッチ (Media Watch)
- ・ 子どもの映画とテレビのためのアウルセンター (Owl Centre for Children's Film & Television)
- ・ ラジオ・テレビ・ニュースディレクター連盟 (Radio & Television News Directors Association)
- ・ カナダ放送協会 (CBC)
- ・ 子どもとテレビ連盟 (前子ども放送研究所) (The Alliance for Children & Television)

- ・ 映画とテレビにおけるトロント女性の会 (Toronto Women in Film & Television)
- ・ ラジオとテレビにおけるカナダ女性の会 (Canadian Women in Radio and Television)
- ・ 娯楽における暴力を考えるカナダ人の会 (Canadian Concerned About violence in Entertainment)
- ・ カナダの動物連盟 (Animal Alliance of Canada)
- ・ CBC ニュースワールド (CBC Newsworld)
- ・ マッチ・ミュージック (MUCHMUSIC)
- ・ ビジョン・TV (Vision TV)
- ・ YTV カナダ (YTV Canada Inc.)
- ・ ファミリーチャンネル (The Family Channel)
- ・ ファーストチョイス・カナダコミュニケーション (First Choice Canadian Communications Corporation)
- ・ スーパーチャンネル (SUPER CHANNEL)
- ・ カナダケーブルテレビ連盟 (Canadian Cable Television Association)
- ・ ミュージック・プラス (MUSIQUEPLUS)
- ・ メテオ・メディア／天気ネットワーク (Meteomedia Inc./The Weather Network)
- ・ ル・レゾー・デ・スポーツ (LE RESEAU DES SPORTS)
- ・ テレビ視聴者の全国連盟 (Association nationale des telespectateurs)
- ・ 若い人たちとメディアに関するリサーチグループ (Groupe de recherché sur les jeunes et les medias)
- ・ 幼児番組における暴力に反対する連帯のために (Pour la coalition contre la violence dans les emissions pour enfants)
- ・ 女性の地位委員会 (Conseil dustatut de la femme)
- ・ カナル・ファミリー (Canal Famille)
- ・ プルミエチョイス : TVEC (Premier Chiox; TVECInc.) (Super Ecran et le Canal Famille)
- ・ テレ・メトロポール (Tele-Metropole Inc.)

以上に加えて、数多くの会議が CRTC の委員や事務局上級スタッフとの間で行われた。

※ 訳者注：以上に挙げられている機関や組織の多くはメディア事業者、放送者、市民が自主的に組織して活動している NPO（非営利団体）である。

Canadian Association of Broadcasters,
Voluntary Code Regarding Violence in Television
(訳：FCT 市民のメディア・フォーラム)